

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書（案）に関する意見

公益財団法人 日本自然保護協会

[意見]

< I. 名古屋議定書について >

P2L11

意見：報告書に、名古屋議定書の意義という項目を加え、名古屋議定書第 9 条の重要性を指摘する文章を入れるべきである。

ABS は、遺伝資源の適正利用を推進し、生物多様性が豊かな状態で残されている特に途上国における生物多様性の保全や持続可能な利用の推進の動機づけを図るための国際義務の実施を担保する措置であり、このしくみを日本政府として合意しているという基本原則の確認が必要である。

理由：報告書には、ABS という仕組みが生物多様性条約になぜ組み込まれたか先進国と途上国間で合意されたことの意義が説明されていない。

名古屋議定書は、ABS という国際義務の実施を担保するための措置であるので、そもそも ABS という制度の持つ意義（公益）をきちんと説明するべきである。そうでなければ、単に規制はいやだ、技術革新を阻害するから駄目だというような、1992 年に既に決着のついている議論を蒸し返すことになる。

ABS という仕組みを公益の観点から日本国政府として合意したという前提にたつて、利用国が果たすべき義務を果たしつつ、遺伝資源を活用した技術革新をすすめるにはどうするかというのが、健全な議論といえる。

ABS という規定の成立の背景は、「A guide to the Convention on Biological Diversity IUCN, Environmental Policy and Law paper No 30」に詳しい。

<< 遺伝資源の利用国として >>

< チェックポイントの役割 >

p17L36

意見：チェックポイントに、PIC の取得、MAT の設定の確認だけでなく、ABS に関する全体的な動向を把握する機能をもたせるべきという意見を支持する。

理由：一定期間経過後に国内措置の運用状況をふまえて、遵守措置のあり方を再検討する必要があるからである。

P18L17

意見：チェックポイントに、PIC の取得、MAT の設定の確認だけでなく、MAT の内容や利益配分の実施に関する情報を収集する機能を持たせるべきという意見を支持する。

理由：一定期間経過後に国内措置の運用状況をふまえて、遵守措置のあり方を再検討する必要がある。

P21L21

意見：チェックポイントに、MAT の内容の情報をもとにして、利益配分の優良事例を把握する機能を持たせるべきという意見を支持する。

理由：議定書の目的は、遺伝資源から生じる利益を公正衡平に配分することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献することであるからである

<<遺伝資源の提供国として>>

<国内 PIC 制度のあり方>

P24L35

意見：自然保護制度の改正等により国内 PIC 制度を検討すべき、日本国内の遺伝子資源の持続的利用から生ずる利益を日本の生物多様性保全に充てるという意見を支持する。

理由：遺伝資源の持続的な利用から生ずる利益配分を通じて、途上国の保護地域制度の発展に寄与するという発想が ABS 制度の出発点であるからである。

<<国内措置の今後の検討のあり方>>

P28L7

意見：議定書の国内措置の今後の検討にあたっては、政府、学術界、産業界のみならず、生物多様性の利益を代弁する NGO と伝統的知識を有する先住民の利益を代弁する NGO の参画により議論をすすめるべきであるという意見を支持する。

以上